

ストックホルム条約における国内実施計画（NIP）の策定に関する指針

パートA
概要

予備文書

2002年6月

DANCEDの資金供与に基づきCOWIが準備を行なったUNEP/世界銀行文書

パートA 目次

前書

概要

パートA 目次

1 パートA の序文

2 指針文書の目的

2.1 指針文書の主な目的

2.2 より広範な目的

2.3 対象グループ

3 指針文書の構成

3.1 情報レベル

4 NIP の背景

4.1 スtockホルム条約における POPs の分類

4.2 条約上の義務に関するチェックリスト

5 NIP の概念と目的

5.1 基本概念とテーマ

5.2 NIP の目的

6 NIP の範囲と内容

6.1 NIP の主要部分

6.2 NIP 文書の目次例

第3回 POPs 対策検討会資料（環境省）

7 NIP の準備過程

7.1 段階

7.2 組織的枠組

8 NIP の発展と更新

1 パートA の序文

NIP の策定プロセスは、各国及び資金供与機関が、POPs の規制並びに廃絶を目的とした措置の選択及び各国の支援に対するニーズに関して優先順位付けを行なう上で、その論理的根拠を決定する主要な政策活動である。

したがって NIP の策定に当たっては、その結論と勧告内容を国内において広範に受け入れられるようにするため、高度な意思決定権を有する人々によって調整、監督が行われるべきである。指針文書のパート A は、そうした意思決定権を有する人々に対し、本文書の目的及び NIP 策定プロセス及びその成果の概要を明らかにすることを意図している。

2 指針文書の目的

ストックホルム条約は基本的に、条約締約国が同条約における各国の義務を果たすための計画を策定することを求めている。しかし、ここで求められている戦略、行動、実施計画の準備のための指針又は基準は条約の条文に示されておらず、また今日まで正式に定められることもなければ、政府間交渉会議（INC）の合意を得るにも至っていない。

加えて、2001 年 5 月に地球環境基金（GEF）評議会が同会議において採択し、GEF の資金を利用しようとする国々による活用が推奨され、かつ各国における NIP 作成のための 5 段階のプロセス⁽²⁾を含む全般的な枠組を定めた「国内実施計画を含む POPs の権能付与活動⁽³⁾」に向けた資金供与のための当初指針には、特定の活動をどのように実施すべきかに関する詳細な記述がなされていない。したがって、この詳細な指針文書は、GEF 評議会が承認した既存の指針を補完することを意図している。

2.1 指針文書の主な目的

² 2002 年 5 月現在、この指針に基づき開発途上国及び移行経済国 60 ヶ国による提案が GEF に提出されている。

³ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約のための権能付与活動の当初指針 GEF/C.17/4

本指針文書の主な目的は、ストックホルム条約の要請を背景として各国が POPs 問題に対処するための方法を定めた国内実施計画（NIP）の作成を支援することにある。本文書は、NIP の準備に際し段階的な手法を提案し、想定される NIP の構成、書式、内容を特定している。また、NIP の策定に努めている政府当局及び関係者に対しては、政策、技術的な行動計画及び戦略の策定、並びに POPs を扱う主要な計画手段へのそれらの統合に資するであろう適切な情報源を紹介する。⁴

2.2 より広範な目的

指針文書はまた、本条約の下で POPs 及び POPs の特性を示すことで将来的に同条約に含められる可能性のあるその他の化学物質に対処するための準備を整えるに当たって、各国を支援することを目的としている。加えて指針文書は、POPs 管理、POPs 規制のための国際的地域的措置、技術的代替措置に関する情報源をも示している。これには、POPs 問題又はその他の環境条約及び議定書に関して策定され、適用される関連手法又は手段（指針、マニュアル等）も含まれる。

2.3 対象グループ

本文書の主たる利用者は、環境省及び所轄の環境機関並びにその他 POPs の分野に責任を有する省庁又はその規制により影響を受ける省庁などの政府機関におけるあらゆるレベルの職員と担当官であろう。本文書はまた、環境機関、国際金融機関、援助機関などの POPs に関係するその他の利害関係者や、非政府組織（NGO）、電力事業者、農工業組合、POPs 管理措置に関わる研究者及び専門家にとっても有効であろう。

3 指針文書の構成

⁴ 特殊な事例においては、国が同条約における POPs のカテゴリー、すなわち駆除剤、工業用化学物質、及び/又は意図的でない副生成物の放出のいずれかについて個別の計画を策定することも考えられる。

3.1 情報レベル

指針文書は、詳細さの点で3段階に分かれる情報提供を目的として構成されている。これらのレベルは、それぞれ3分野のユーザーの情報ニーズに適合するよう考案されている。

レベル1 - パートAは主に、正式な承認と正式な政府決定に関わる政策レベルの担当職員を対象とするものである。そうしたユーザーは、指針文書の簡略な概要とその策定理由のみを必要とするものと想定されている。しかし、その他のユーザーすべてについても、NIP策定に関する全般的な理解を得るためにパートAを参考とすることが勧められる。

レベル2 - パートBは、国内実施計画策定プロセス及びその内容についてのより深い理解を必要とする意思決定担当者を対象としたものである。この部分はまた、NIP準備過程の編成と管理に直接責任を負う担当者にとっても有益であろう。

レベル3 - パートCは、国内実施計画の準備に責任を有する人々を対象としたものである。この部分には、個々の計画要素の準備に関する詳細な技術的指針が含まれている。

実際にNIPの各部及びその詳細な要素の準備に当たる個別作業レベルの専門家は、本文書パートCに示す一連の技術的な指針に注目する必要がある。パートCは、以下の見出し項目に含まれる詳細なNIP要素の準備を行なうための項目別の指針で構成されている。

- 1 包括的分野及び多分野問題に関するNIP項目
- 2 POPs 駆除虫剤
- 3 ポリ塩化ビフェニル - PCB
- 4 PCDD/PCDF、HCB、PCBの非意図的生成からの放出
- 5 POPs 汚染サイト
- 6 POPs 情報の提供、利用、報告
- 7 放出及び環境と健康への影響の監視
- 8 一般市民への情報提供、意識向上、教育

第3回 POPs 対策検討会資料（環境省）

指針第1項目には、数多くのNIP項目の準備と策定に関する指針が含まれている。ここで扱われる分野と問題は、POPs管理のための制度、政策、規制問題や、NIPの戦略指向分野などの包括的及び/又は多分野的性質を持つものである。これらの分野及び諸問題が一括して同項目に納められているのは、関係のNIP項目が多くの場合において、通常は複数の省庁その他の政府組織から選抜された同一の担当者集団によって策定されるであろうからである。しかし、個々のNIP項目の策定に関わる専門家は、この指針項目を参照、精査することが有益であろう。

附属書には、問題及び化学物質ごとの基準設定作業のための書式（附属書1）、ストックホルム条約義務項目のリスト（附属書2）、既存の指針文書のリスト（附属書3）及び用語集（附属書4）が含まれている。

情報レベル

レベル1

| |
|---|
| パートA ストックホルム条約 NIP の策定指針 概要 |
| 対象グループ： - 政策レベルの担当職員 - 簡略な紹介を必要とするすべての者 |

レベル2

| |
|---|
| パートB ストックホルム NIP の策定指針 詳述プロセスマニュアル |
| 対象グループ： - 意思決定責任者 - NIP 準備の管理者及び監督者 |

レベル3

| |
|-------------------------------------|
| パートC ストックホルム条約 NIP 策定指針 技術的指針 |
| 対象グループ： 個別作業レベルの専門家 |

| |
|---|
| 附属書 1 基準設定作業のための書式 2 スtockホルム条約義務項目の内容 3 既存の指針文書 4 用語集 |
| 対象グループ： 個別作業レベルの専門家 |

4 NIP の背景

POPs に関するStockホルム条約は、国連環境計画の支援の下実現した世界的な環境分野における条約である。同条約は、人の健康と環境を POPs から保護することを目的としている。同条約は締約国に対し、同条約に定めた POPs 放出量の削減又は廃絶のための措置の実施を求めるに当たって法的拘束力を持つものである。同条約は、50 ヶ国による批准を経て発効する。

4.1 Stockホルム条約における POPs の分類

本条約に定められている 12 種類の POPs は、規制措置の目的に照らして 3 つの範疇に分類されている。

表 Stockホルム条約における POPs の分類

| 附属書 | 適用を受ける物質 |
|------------------|--|
| 附属書 A：廃絶すべき物質 | <ul style="list-style-type: none"> ・アルドリ、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン（HCB）、マイレックス、トキサフェン ・ポリ塩化ビフェニル（PCB） |
| 附属書 B：使用を制限すべき物質 | <ul style="list-style-type: none"> ・DDT |
| 附属書 C：意図的でない生成物質 | <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDD/PCDF） ・ヘキサクロロベンゼン（HCB） ・ポリ塩化ビフェニル（PCB） |

附属書 A

PCB を除き、附属書 A に列挙されている物質はすべて昆虫や小動物などの有害生物の駆除に用いられる駆除剤である。

PCB は、変圧器中の冷却液、コンデンサー中の誘電液として、及び塗料、プラスチック、密封剤、ノンカーボン紙などの添加剤として用いられる工業用化学物質に分類される。

附属書 B

附属書 B の DDT もまた駆除剤である。これは主として、マラリアやチフスを媒介する蚊をはじめとする昆虫の駆除に利用される。

附属書 C

附属書 C には、工業及び自然の過程で非意図的に生成される一連の化学的副生成物が含まれている。ダイオキシンやフランは、不完全燃焼により、又は漂白などの塩素系の化学工程に基づく余剰汚染物質として生成される。この他の附属書 C に含まれる化学物質は、特に駆除剤や塩素系物質の製造過程で非意図的に生成される。

PCB は、工業用化学物質であるだけでなく、熱工程から非意図的に発生する可能性のある副生成物でもある。同様に、HCB は駆除剤として利用されるほか、特定の工業用化学物質の製造における副生成物として生成される。

4.2 条約上の義務に関するチェックリスト

締約国の義務

本条約は、定められた目的とその義務を果たすために締約国が実施しなければならない措置を特定している。こうした義務には、POPs の製造、輸出入、利用、処分、非意図的放出に関する規制措置、既存の POPs の代替とその放出抑制のための利用可能な最良の技術及び環境のために最良の慣行（BEP）を促進及び新たな POPs の開発の防止などが含まれる。こうした義務は、新たな NIP 文書の策定に向けた原動力となるものであろう。

締約国の主な義務は、

・附属書 A の化学物質（アルドリル、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、PCB）の製造と使用を禁止

又は廃絶する上で必要な法律上及び行政上の措置を講じる。 - 第3条1(a)

・ 附属書 B の化学物質（DDT）の製造と使用を制限する。 - 第3条1(b)

・ 附属書 A 又は B に列挙されている化学物質が、環境上適正な処分か、又はこのいずれかの附属書の下で当該の締約国に認められている使用のみを目的として輸入されるものであることを確認する。 - 第3条2(a)

・ 附属書 A 又は B に列挙されている化学物質が、このいずれかの附属書の下で当該の化学物質の使用を認められている締約国に向けて、又はストックホルム条約の特定の条項を遵守する旨の認証を行なった非締約国に向けて、環境上適正な処分のみを目的として輸出されるものであることを確認する。 - 第3条2(b)

・ 既存の規制及び評価制度の下で、POPs の特性を示す新たな駆除及び工業用化学物質の製造と使用を防止するための措置を実施し、そうした制度において POPs 特定のための判断基準を考慮に入れる。 - 第3条3、3条4

・ 必要に応じて附属書 A 又は B に個別の適用除外を登録し、締約国となった時点で、同登録の延長を求める場合は、同延長に関する適切な正当な事由を報告する。 - 第4条3、第4条6

・ 締約国となってから2年以内に、人為的な放出源に由来する附属書 C に列挙された化学物質（PCDD、PCDF、HCB、PCB）の総放出量を削減することを目的とした、国内、地域、又は下部区域レベルにおける行動計画を、適宜、策定、実施する。 - 第5条

・ POPs ストックパイル及び同廃棄物の特定のための戦略の策定、並びに環境上適正なその取扱い、収集、運搬、処分手段の適用を含め、人の健康と環境を保護しうる方法を通じて、POPs のストックパイル及び廃棄物を管理する。 - 第6条1

・ 回収、リサイクル、再利用、直接利用、代替利用を伴う、又はこれらを生じさせる POPs

第 3 回 POPs 対策検討会資料（環境省）

ストックパイル及び廃棄物の処分を禁止する。 - 第 6 条 1 (d)(iii)

・国際的な規則、基準、指針に従って、POPs ストックパイル及び同廃棄物の国境を越える移動を規制する。 - 第 6 条 1 (d)(iv)

・締約国となってから 2 年以内に締約国会議に対して国内実施計画を提出し、同計画について定期的に検討を行なう。 - 第 7 条 1

・POPs に関する情報交換のための国内連絡先を指定する。 - 第 9 条

・他の締約国との間で POPs 及び POPs 代替物質の製造、利用、放出の削減又は廃絶に関する情報交換を行なう。 - 第 9 条

・人と環境の健康、安全に関する情報を含め、一般市民向けに POPs に関する現在の情報を開示する。 - 第 10 条 2

・先進国の場合は、開発途上締約国及び移行経済締約国に対して技術的支援を提供する。
- 第 12 条 1、12 条 2

・本条約の目的達成のための国内活動に対して資金援助及び優遇措置を提供する。 - 第 13 条 1

・先進国の場合は、開発途上締約国及び移行経済締約国に対して、本条約の下での義務の履行に伴うコストのうち合意された追加コストについて資金援助を提供する。 - 第 13 条 2

・事務局に対し、附属書 A 及び B に定めのある化学物質の製造並びに輸出入についての統計データを含め、当該条約条項の実施状況に関する報告書を定期的に提出する。 - 第 15 条 1 条、15 条 2

締約国の義務を生じさせる条約の規定に関するより広範な解説は、附属書 2 を参照のこと

と。

5 NIP の概念と目的

国内実施計画（NIP）は、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（ストックホルム条約）」の締約国又は締約予定国が策定する正式な計画文書である。NIP は、POPs に責任を有する国内当局機関が準備する。さらに、本条約第 7 条の求めに従い、その実施を目的として、NIP は各国の総合的な国内環境政策及び持続可能な開発戦略の不可欠な要素として政府による承認を受け、締約国会議（COP）に提出されることになるであろう。

5.1 基本概念とテーマ

NIP の全体的な準備過程においては、いくつかの基本概念とテーマに留意すべきである。NIP は以下の条件を満たすべきである。

- ・既存のプログラム及び活動に基づく。
- ・初期段階において国の優先事項を考慮する。
- ・各国の全体的な制度及び規制措置に完全統合されるものである。
- ・政府内外の利害関係者が関与するものである。
- ・各国の化学物質管理制度及び持続可能な開発政策に統合されたものである。
- ・関係する政府省庁、NIP、ストックホルム条約における国内連絡先、ロッテルダム条約における指定国内当局、バーゼル条約における国内連絡先、GEF 連絡先との調整に適宜基づいて実施されるものである。

5.2 NIP の目的

主な目的

NIP は、各国がその実施を通じて本条約条項への適合を図るための POPs 関連政策手段を策定し、管理措置を特定する上での枠組を提示するものである。

基本的な目的は以下の通りである。

第3回 POPs 対策検討会資料（環境省）

・ POPs 問題に対処し、化学物質の管理、環境保護、公衆衛生、持続可能な発展に関する国内政策の一環として同問題に対処すべき枠組を定める上での各国の取組みを定めるための国内措置として機能する。

・ 各国がストックホルム条約締約国として果たすべき義務の履行に向けて実施しようとする措置に関して必要な文書による証明を提示する。

・ 実施活動及びそのコストを特定するための基準を定め、それによって政府の融資制度を含む資金供与を取りつける。

・ 本条約の批准を促す。

付随的な目的

NIP 文書及びその策定、実施過程もまた、各国の以下の活動における全体的な努力に資するものである。

・ 関連の環境及び化学物質管理問題並びに総体的な汚染物質の放出に対処する。

・ 他の国際環境条約及び協定、特に「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約」及び「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」と国内措置との調整を図る。

・ 国内の持続可能な開発戦略の策定と強化を図る。

6 NIP の範囲と内容

NIP の主な目的

各国における NIP 文書の個々の適用範囲は、本条約の規定と、地球環境問題に対処するに当たって国内措置を策定する際における各国それぞれの優先課題の双方によって定めら

れよう。その適用範囲はまた、現在 GEF から利用できるような国際的な資金供与に適用される条件をも反映するものである。NIP 文書は正式な国内計画文書で構成され、政策として政府の承認を得たものであって、かつ以下の事項を定めたものであるべきである。

- ・各国の POPs 問題への対応に関する公約
- ・各国それぞれの要素及び対応優先課題
- ・POPs の放出を削減し、最終的には廃絶するために考案された、コスト見積り、スケジュール、資金調達方法を含む制度、規制、運用措置
- ・POPs の特性を示す新たな化学物質の製造と使用を防止する措置

6.1 NIP の主要部分

ストックホルム条約は、NIP の特定の書式を定めていない。ここで提案する書式は、条約に盛り込まれている様々な原則、問題、義務を網羅する目的で考案されたものである。NIP の準備に関する指針を示すことを目的として、NIP 文書は次の 3 部に分けることができる。

- ・導入部：各国の化学物質管理政策及びストックホルム条約への加盟に関係して、NIP の全体的な目的の位置づけを定める。
- ・国内の現状：NIP 策定プロセス開始時点における各国の現状に沿って、POPs の削減、廃絶のための行動計画及び戦略策定の基準となるものである。これはまた、資金供与に値するコストを決定する際に本条約の融資制度において利用すべき基準を定めるものともなりうる。
- ・行動計画と戦略：国内政策公約、行動計画、実施戦略、スケジュール、投資優先項目を含め、NIP の中心的要素を定めるものである。

6.2 NIP 文書の目次例

以下に、NIP 文書の可能な範囲及びこれを体系的に構成するかを示した目次例を示す。

NIP は、すべての条約義務への対応がなされていることを示す十分な情報を含むべきである。しかし、以下の目次例に列挙されているすべての項目がすべての国々に適用できるわけではない点に注意が必要である。

| |
|--|
| <p>(国名) 残留性有機汚染物質に関する国内実施計画</p> |
| <p>概要</p> <p>概要は、NIP の要点に関する簡潔な概説を 2～4 ページにわたって記載したもので、独立して回付するのにも適したものである。概要は通常各国の取組み、本条約との関係、国内問題及び優先事項、実施目標、必要な資源について述べたものである。</p> |
| <p>1. 序文</p> <p>序文は、ストックホルム条約その他の関連環境条約に関係する各国の状況及び取組みを含め、国別の目的と目標を定めるものである。序文ではまた、国内政策及び NIP が準備された制度的背景、特に適用を受ける国内環境政策の枠組及び / 又は国内の持続可能な開発戦略との関係をも明確にする。最後に、NIP の準備過程における参加者及び NIP 完成のために受けた支援について記載する。</p> |
| <p>2. 各国の現状</p> <p>この章では、NIP 作成に当たっての国内状況の全容が明確になるような NIP 準備過程のための出発点を定める。ここでは、POPs に関係する現状と知見の状況、及びこうした問題を扱う上で利用可能な能力と制度的基盤について記述すべきである。UNITAR の国別プロフィール又は UNDP 国別プロフィールを策定している国々は、それらをベースラインとして用いることができる。</p> |
| <p>2.1 国別プロフィール</p> <ul style="list-style-type: none">2.1.1 地理と人口2.1.2 政治、経済状況2.1.3 経済諸部門の状況2.1.4 環境の概観 |
| <p>NIP 戦略と行動計画を各国特有の状況に合わせるために、簡略な国別プロフィールを作成できよう。これは、地理と人口、地域と下部地域間の連携、政治的、経済的状況、潜在的に重要な経済部門の状況に関する情報を POPs 問題との関連においてまとめたものであり、各国の全体的な環境条件と優先事項の概観を示すものである。</p> |
| <p>2.2 制度、政策、規制の枠組</p> <ul style="list-style-type: none">2.2.1 環境 / 持続可能な開発政策及び一般的な法的枠組2.2.2 POPs の管理とそれぞれの資源の割当に関係する各省庁、組織、その他の政府機関の役割と責任 |

2.2.3 国際公約と義務

2.2.4 POPs に関係し、管理、汚染場所、廃水放出、点源からの大気への放出など、様々な段階のライフサイクルに対応する既存の法律及び規定

2.2.5 POPs に関係した化学物質及び駆除剤の管理のための主な手法と手続

本セクションは、国内の持続可能な開発戦略を含め、NIP を策定し、実施する上での制度、政策、規制の枠組の全体的な現状を記載する。ここではまた、POPs 問題に直接関係する、関係条約の下での措置及び実施活動、並びに化学物質及び廃棄物管理規定の現状などにより詳細な基準情報をも記載する。

2.3 POPs 問題の評価

2.3.1 インベントリー：POPs 駆除剤（附属書 A、パート I の化学物質）

2.3.2 インベントリー：PCB（附属書 A、パート II の化学物質）

2.3.3 インベントリー：DDT（附属書 B の化学物質）

2.3.4 インベントリー：PCDD/PCDF、HCB、PCB（附属書 C の化学物質）の非意図的生成による放出

2.3.5 汚染場所の調査

2.3.6 POPs の製造、利用、放出に関する予測

2.3.7 POPs の管理と放出の削減能力

2.3.8 POPs 情報の開示、利用、交換制度及び能力

2.3.9 放出並びに環境及び人間の健康に対するその影響についての監視

2.3.10 一般への情報提供と意識の向上

2.3.11 非政府利害関係者の関連活動

2.3.12 POPs の管理、研究、開発のための技術的インフラに関する概観

各国の基準に関する本セクションは、各国における POPs 問題に関する現在の技術的、社会的知識基盤を記載する。その際には、個々の POPs に関するインベントリー情報、現在の技術管理及び監視能力、潜在的な影響、一般市民の意識と関心レベルといった事項を含め、本条約附属書に列挙された POPs 問題、並びに本条約の条文に扱われた様々な問題分野それぞれに対応する体系的手法を用いる。

3. 国内実施計画の戦略及び行動計画要素

本セクションには、各国が対処すべき事項に関する 2 つの包括的な側面が含まれている。その一方は正式な政策表明の作成に関するもので、他方は NIP の実施戦略に関するものである。これに次いで、直接本条約規定に対応する一連の個々の行動計画又は戦略を記載する。

3.1 政策表明

本セクションには、POPs 問題への対処及び政府の政策としての NIP の正式な採択又は承認に向けた政府の公約、並びに同公約に関する政府の実施意欲について記載する。ここではまた、POPs 問題と NIP の実施に向けた措置を簡素化し、国内の持続可能な開発戦略に適合する形で、各国の全体的な制度及び規制措置への NIP の統合について規定する。

3.2 実施戦略

本セクションでは、準備と承認以降の NIP の実施を目的とした各国の総体的な戦略について記載する。ここでは、詳細な NIP 活動を総合的に手がけるための枠組を提示するもので、政策原理、優先事項、一般的な取組み、全体的な組織構成、詳細かつ問題ごとの戦略

及び行動計画を実施する際の調整方法についての構想を含むものである。

3.3 詳細な戦略と行動計画

- 3.3.1 行動計画：制度及び規制上の強化措置
- 3.3.2 行動計画：附属書 A の POPs 駆除剤（附属書 A パート I の化学物質）の製造、使用、ストックパイル、廃棄
- 3.3.3 行動計画：PCB（附属書 A パート II の化学物質）及び PCB を含む設備の製造、使用、特定、表示、除去、貯蔵、処分
- 3.3.4 行動計画：DDT（附属書 B の化学物質）の製造、利用、ストックパイル、廃棄
- 3.3.5 行動計画：PCDD/PCDF、HCB、PCB の非意図的生成に由来する放出
- 3.3.6 戦略：ストックパイル及び廃棄物に由来する放出：駆除剤、DDT、PCB、HCB（附属書 A、B、C の化学物質）
- 3.3.7 行動計画：（附属書 A、B、C の化学物質による）汚染場所の特定
- 3.3.8 情報交換のための戦略
- 3.3.9 行動計画：一般市民の意識向上
- 3.3.10 行動計画：監視
- 3.3.11 行動計画：報告
- 3.3.12 研究開発のための戦略

本セクションには、POPs の放出を削減、廃絶し、特に本条約の規定に適合するために実施すべき将来的な措置を詳述した問題ごとの行動計画及び戦略を記載する。本セクションは、物質ごとの措置とともに情報交換、一般市民の意識向上、監視、報告、研究開発といった事項も扱う。

3.4 開発案及び能力向上計画並びに優先事項

本セクションでは、NIP の実施に必要となるような現実的かつ優先段階別の将来的な開発プログラム及び能力向上計画を提示することになっている。実際上こうした計画は、本条約の下での各国の義務を果たす上で合理的に必要とされる措置を定めるものである。各措置は段階に分けられ、各国の優先事項、実施能力、資金の利用可能性に反しないものとすべきである。

3.5 計画の実施スケジュール

本セクションでは、個々の目的、基準点、パフォーマンス指標を伴う NIP の短期的、長期的な実施スケジュールを提示する。

3.6 優先的資金需要

資金調達方法及び NIP の基準点とパフォーマンスに連動した能力向上のための計画案は、ストックホルム条約第 13 条に準拠するものとして提示する。これには、一般的に規定に基づく民間部門及び産業による投資、様々なレベルの政府機関による資金供与、GEF その他の国際援助機関からの援助による財源全体も適宜含まれることになる。

附属書

NIP には、次のような附属書を添付することができる。

- A1：政府と主要な利害関係者による承認文書
- A2：利害関係者及び公衆との協議の記録
- A3：代表的な一般向けの公表用資料

7 NIP の準備過程

以下では、正式な準備決定段階に至るまでの予備的活動及び検討を含め、NIP の準備に向けた組織化過程の概観を示す。これに関するより詳細な指針は、指針文書パート B に盛り込まれている。

7.1 段階

NIP の準備過程は、以下の記述及び図表で示す 4 段階に分けられる。

・ 準備段階

ストックホルム条約に適合する方法についての決定を行なうために、NIP の準備に関して各国政府が正式な決定を行なうに至るまでの活動で、その主な成果は、POPs 問題に正式に対応する方法についての政府の基本的な公約である。

・ NIP の策定開始段階

NIP の準備を行なうための作業レベルにおける制度的機能及び諮問機構を確立し、政府の公約を確認し、関連問題に関する当初の情報基盤を定め、（事例に応じて国内又は国外レベルで）詳細な NIP 準備のための資金を調達する。この段階は、GEF の当初指針第 1 段階の下で想定される複数の活動とそれに先立つ準備活動で構成される。

・ 詳細な NIP 策定段階

NIP に関する中心的作業で、初期的には各国の基準点、後には問題及び物質ごとの戦略並びに行動計画を策定する。この主な成果は、正式な承認を得るために提出する最終的な NIP 文書の策定である。こうした活動は、GEF の当初指針の第 2 段階から第 4 段階に相当するものである。

・ NIP の承認段階

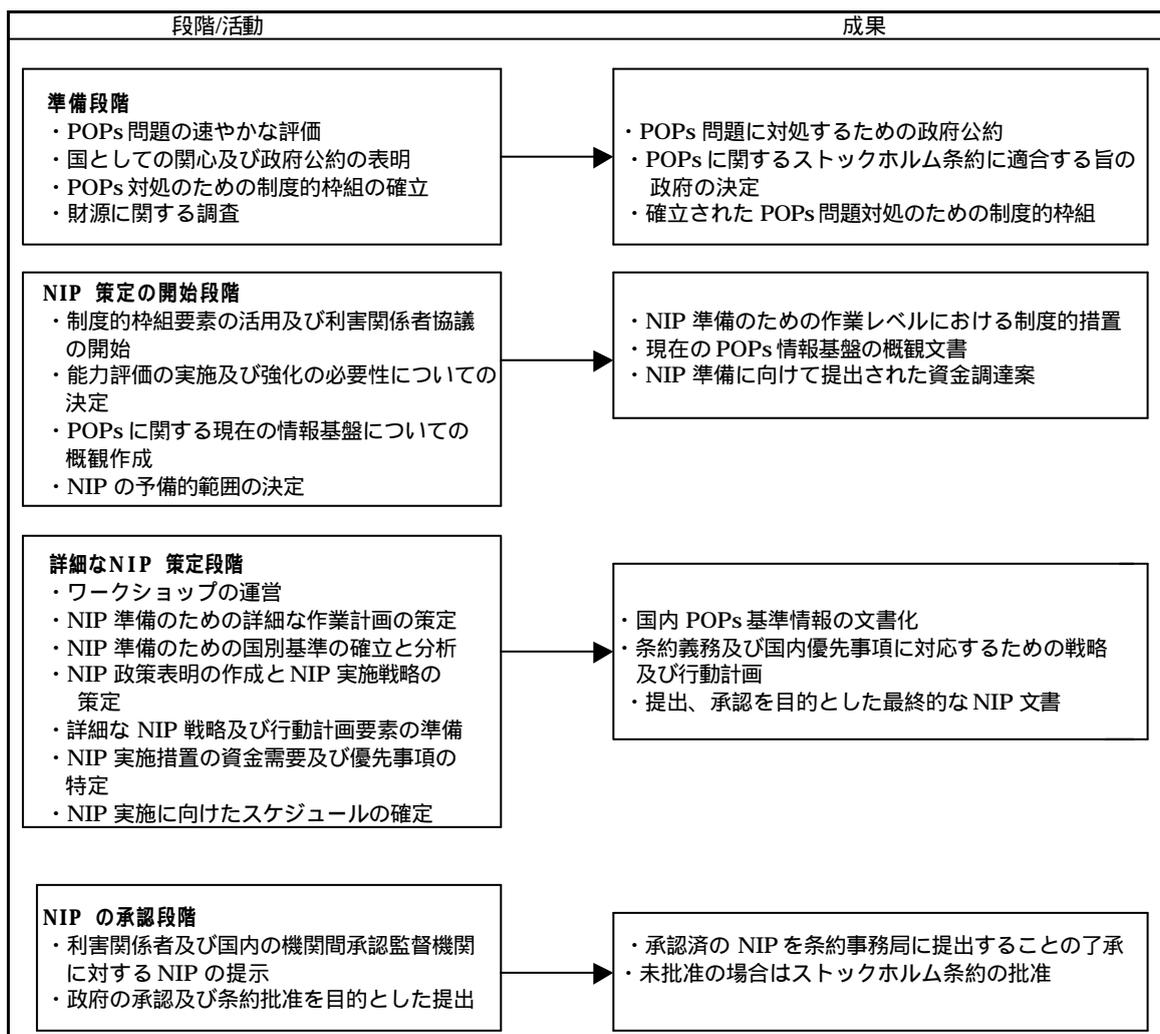
第 7 条に従って、NIP を提出し、利害関係者及び政府による NIP の最終的な承認を得る過程。本条約を批准していない国の場合、この過程には当該国の正式決定に関する記載も

含まれる。これらの活動は、GEF の当初指針の第 5 段階に相当する。

本指針文書のパート B には、各国の個別的な必要性と状況に応じて、各段階で予想される活動及び成果に関する詳細なチェックリストを盛り込む。

上記の 4 段階は、数多くの開発途上国及び移行経済諸国が NIP の策定を開始し、又は計画する際の拠所となる「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約のための権能付与活動に関する GEF の当初指針」に定められている NIP の策定における 5 段階に相当し、かつこれに適合するものである。本指針文書は、GEF の同指針に適合し、これをさらに拡大するものである。次の図表は、各段階に伴う主な活動およびその成果を示す。

NIP の策定過程





7.2 組織的枠組

主要な組織的要素

NIP の準備過程に向けた全体的な組織的枠組は、通常政府組織自体の中に次の各要素を含んでいる。

・国内の主導機関

多くの場合、省庁又はそれに相当するレベルの関係当局で、ストックホルム条約への各国の参加に責任を有している。

・国内における省庁間調整機関

財務省庁や税関、あるいはバーゼル条約及びロッテルダム条約の国内連絡先等の、化学物質管理に関わる関係国内当局の代表で構成される委員会の形態を取ることが考えられる。同機関は、NIP の準備と実施に関して政府各部門間における合意をとりまとめ、公約を定めるための主要な機構として機能することも可能である。

・NIP 連絡中心機関

NIP 準備過程の日常的な行政処理及び管理を手がけるべき機関であり、機関間調整機関に対して行政処理上の支援を提供する。必然的ではないが、同機関を所轄の国内主導機関の内部に設け、またはこれに直属させることも可能である。

その他の組織的要素

加えて、NIP の準備過程では次のような政府組織以外の複数の組織的要素も有効となるう。

・作業部会

各国の基準又は行動計画の準備といった個々の技術課題に対処する機関で、通常は関係分野の専門家及び国内の学術機関を含む非政府組織で構成される。

- ・複数の利害関係者による委員会

一連の外部利害関係者から助言及び情報を求めるための1つの手段である。このような委員会はまた、POPs問題に対処する上で一般の情報提供、意識向上、教育を促進するための機会を与えることができる。

NIPの規模

NIPの規模とその準備のための努力及び資源のレベルは、国によって異なるであろう。各国は、実施しなければならない作業に関する当初の評価において以下の各要素を考慮することが望ましい。

- ・各国の規模と経済水準
- ・政府内、利害関係者及び一般市民における既存のPOPs問題に関する意識レベル
- ・既知のPOPsの製造、使用、意図しない副生成物の放出、汚染の規模
- ・既に実施されている対応及び改善措置のレベル
- ・関係の政府機関を含む、POPsに対応する上での既存の制度的能力
- ・既存の物理的インフラ及びその他POPsに対応するための技術的能力
- ・POPs対応措置を支えるための適正な規制の枠組

8 NIPの発展と更新

ストックホルム条約第7条は各締約国に対し、締約国となってから2年以内にそれぞれの国内実施計画を締約国会議に提出し、その計画を定期的に見直すことを求めている。締約国会議（COP）は、この見直し作業の頻度と方法を決定する。本条約附属書は、新たなPOPsが特定され、追加されるにつれて拡張されることになっている。したがってNIP文書は、定期的な更新と修正が適宜行われる動的かつ柔軟な文書と見なすべきである。NIP文書は、将来的なPOPsの追加認定を含め、ストックホルム条約の動的な性格に対応する必要があろう。